

河川災害応急対策業務等(調査・測量等)に関する基本協定 募集要領

「河川災害応急対策業務等(調査・測量等)に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 河川災害応急対策業務等(調査・測量等)に関する基本協定
- (2) 業務場所 太田川河川事務所管内
- (3) 業務内容 本業務は、太田川河川事務所管内において地震、豪雨、台風、及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに太田川河川事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 協定締結の日 ～ 平成22年5月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成11年度～平成20年度に完了した業務において、太田川河川事務所が発注した河川管理施設の測量設計業務の実績を有すること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。

ア) 技術士(総合技術監理部門：建設一河川、砂防及び海岸、海洋)を

有する者。

イ) 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。

ウ) R C C M（河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。

エ) 工学博士

- (7) (6) の基準を満たす技術者が在籍する本店又は支店が、広島県の広島地方生活圏、山口県岩国市または玖珂郡和木町にあること。【「広島県の広島地方生活圏」とは、安芸高田市、東広島市、広島市、廿日市市、大竹市、竹原市、呉市、江田島市、三原市大和町（旧賀茂郡大和町）、安芸郡（府中町、海田町、坂町、熊野町）、山県郡（北広島町、安芸太田町）、豊田郡（大崎上島町）とする。】

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行ないます。
(2) 応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。

4. 担当部局

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀3-20

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所 工務第一課長

TEL 082-221-2436（代表） 内線311

FAX 082-223-1885

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②総括的に管理する技術者の資格【別記様式2】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

③企業が受注した太田川河川事務所発注業務の実績【別記様式3】

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）。

②受付期間：平成21年9月30日（水）から平成21年10月20日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提

出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成21年9月30日（水）から平成21年10月14日（水）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

（4）（3）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成21年10月19日（月）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

（5）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

基本協定参加資格確認申請書

平成21年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

太田川河川事務所長 阿部 徹 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名

平成21年9月〇〇日付けで募集のありました「河川災害応急対策業務等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める技術者の資格等を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める企業の実績を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 太田 川太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 (フリガナ)	○○ ○○ ○○ ○○	生年月日	昭和○○年○○月○○日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	技 術 士（部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日： R C C M（部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日： そ の 他 （)		

(別記様式 3)

企 業 の 実 績

会 社 名 : ○ ○ 株式会社

テクリス登録番号	完了年度	業務名称
	平成〇〇年	

- ※ テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式 1） →必須提出

技術者の資格

- ☐ 技術者の資格（別記様式 2） →必須提出
- ☐ 直接的かつ恒常的（3 箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等） →必須提出
- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出
- ☐ 企業の実績（別記様式 3） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。